

議案第一七号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十三年三朝野条例第九号）
 の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

議 員	副 議 長	議 長	区 分	
			鉄 道 賃	船 賃
二等運賃	二等運賃	上級運賃	車馬賃 (1kmにつき)	宿泊料 (2夜につき)
三等運賃	三等運賃	七 月	日当 (2日につき)	食卓料 (1夜につき)
二等運賃	二等運賃	七 月	日当 (2日につき)	
三等運賃	三等運賃	七 月	日当 (2日につき)	
二等運賃	二等運賃	七 月	日当 (2日につき)	
三等運賃	三等運賃	七 月	日当 (2日につき)	
二等運賃	二等運賃	七 月	日当 (2日につき)	
三等運賃	三等運賃	七 月	日当 (2日につき)	

附
則

この条例は昭和三十三年四月一日より施行する。